

○総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第三十八条の二の二第一項及び第百条第一項第二号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、電波法施行規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

電波法施行規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

(通信設備以外の許可を要する設備)

第四十五条 法第百条第一項第二号の規定による許可を要する高周波電流を利用する設備を次のとおり定める。

「一・二 略」

三 各種設備（高周波のエネルギーを直接負荷に与え又は加熱若しくは電離等の目的に用いる設備であつて、五〇ワットを超える高周波出力を使用するもの（前二号に該当するもの、総務大臣が型式について指定した超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウエルダー、電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械、無電極放電ランプ、一般用非接触電力伝送装置、電気自動車用非接触電力伝送装置（電気自動車（電気を動力源の全部又は一部として用いる自動車（以下「搭載された蓄電池に対して給電できる非接触型の設備であつて、鉄道のレールから五メートル以上離れた位置に設置するものをいう。以下同じ。）及び搬送ロボット用非接触電力伝送装置（搬送用ロボット（工場、物流拠点等で使用される物資を搬送するためのロボットをいう。）に搭載された蓄電池に対して給電できる非接触型の設備をいう。以下同じ。）並びに第四十六条の七に規定する型式確認を行った電子レンジ及び電磁誘導加熱式調理器を除く。）をいう。以下同じ。）

(指定の申請)

第四十六条 第四十四条第一項第一号の(1)及び第二号の(3)並びに第四十五条第三号の総務大臣の指定を受けようとする者（指定を受けようとする設備の製造業者又は輸入業者（以下「製造業者等」という。）に限る。）は、申請書に、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

「一〜八 略」

九 一般用非接触電力伝送装置、電気自動車用非接触電力伝送装置及び搬送ロボット用非接触電力伝送装置

「(1)〜(3) 略」

「2 略」

(指定)

第四十六条の二 総務大臣は、前条の規定による申請があつた場合において、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合しているものと認めるときは、当該申請に係る設備の型式について指定を行う。

「一〜十 略」

十一 搬送ロボット用非接触電力伝送装置

(1) 利用周波数が六・七六五MHzから六・七九五MHzまでの範囲にあること。

(2) 電界を使用して電力の伝送を行う設備であること。

(3) 高周波出力の定格値が四キロワット以下であり、かつ、動作状態における高周波出力の最大値が定格値の二三〇パーセント未満であること。

(通信設備以外の許可を要する設備)

第四十五条 「同上」

「一・二 同上」

三 各種設備（高周波のエネルギーを直接負荷に与え又は加熱若しくは電離等の目的に用いる設備であつて、五〇ワットを超える高周波出力を使用するもの（前二号に該当するもの、総務大臣が型式について指定した超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウエルダー、電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械、無電極放電ランプ、一般用非接触電力伝送装置及び電気自動車用非接触電力伝送装置（電気自動車（電気を動力源の全部又は一部として用いる自動車（以下「搭載された蓄電池に対して給電できる非接触型の設備であつて、鉄道のレールから五メートル以上離れた位置に設置するものをいう。以下同じ。）並びに第四十六条の七に規定する型式確認を行った電子レンジ及び電磁誘導加熱式調理器を除く。）をいう。以下同じ。）

(指定の申請)

第四十六条 「同上」

「一〜八 同上」

九 一般用非接触電力伝送装置及び電気自動車用非接触電力伝送装置

「(1)〜(3) 同上」

「2 同上」

(指定)

第四十六条の二 「同上」

「一〜十 同上」

「新設」

(4) 電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であることを。

周波数帯 (ISM用)	許容値 (1マイクロボルトを○デシベルとする。)
周波数に係る部分を除く。)	準 尖 頭 値
一五〇㎒以上五〇〇㎒未満	九〇デジベル
五〇〇㎒以上五㎒以下	七六デジベル
五㎒を超え三〇㎒以下	八〇デシベルから六〇デシベル
注	※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。
注	※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。
注	※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(5) 利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯 (ISM用周波数に係る部分を除く。)	準尖頭値の許容値 (毎メートル1マイクロボルトを○デシベルとする。)
一〇㎒以上一五〇㎒以下	四八・五デシベル
一五〇㎒を超え四九〇㎒未満	五七・五デシベル
四九〇㎒以上一、七〇五㎒以下	四七・五デシベル
一、七〇五㎒を超え二、一九四㎒未満	五二・五デシベル
二、一九四㎒以上三・九五㎒未満	四三・五デシベル
三・九五㎒以上二〇㎒未満	一八・五デシベル
二〇㎒以上三〇㎒以下	八・五デシベル

注一 この表の規定にかかわらず、高周波出力の定格値が一キロワットを超え四キロワット以下のものについて、六・七六五㎒以上六・七七六㎒以下の周波数においては、四四デシベルとし、六・七七六㎒を超え六・七九五㎒以下の周波数においては、六四デシベルとする。

(6) 不要発射による電界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であることを。

周波数帯 (ISM用周波数に係る部分を除く。)	準尖頭値の許容値 (毎メートル1マイクロボルトを○デシベルとする。)
三〇㎒を超え四七㎒未満	六八デシベル
四七㎒以上六八㎒以下	五〇デシベル

六八MHzを超え八〇・八七二MHz以下	六三デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	七八デシベル
八一・八四八MHz以上八七MHz未満	六三デシベル
八七MHz以上一三四・七八六MHz以下	六〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	七〇デシベル
一三六・四一四MHz以上一五六MHz以下	六〇デシベル
一五六MHzを超え一七四MHz未満	七四デシベル
一七四MHz以上一八八・七MHz以下	五〇デシベル
一八八・七MHzを超え一九〇・九七九MHz未満	六〇デシベル
一九〇・九七九MHz以上二三〇MHz以下	五〇デシベル
二三〇MHzを超え四〇〇MHz以下	六〇デシベル
四〇〇MHzを超え四七〇MHz未満	六三デシベル
四七〇MHz以上一〇〇〇MHz以下	六〇デシベル
(7) 高周波出力、妨害波電圧、磁界強度及び電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。	
(8) 設備は、通常の使用状態において人体にばく露される電波の強度が、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがないよう措置されていること。	
(9) (8)の電波の強度に対する安全施設の状態については、総務大臣が別に告示する。	
(10) 第一号の(7)に掲げる条件	
〔2 略〕	
(変更の承認)	
第四十六条の三 前条第一項に規定する指定を受けた者（以下「指定を受けた者」という。）は、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならない。	
〔一〕七 略	
八 一般用非接触電力伝送装置、電気自動車用非接触電力伝送装置及び搬送ロボット用非接触電力伝送装置	
〔1〕(5) 略	
〔2〕5 略	
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	
〔2 同上〕	
(変更の承認)	
第四十六条の三 〔同上〕	
〔一〕七 同上	
八 一般用非接触電力伝送装置及び電気自動車用非接触電力伝送装置	
〔1〕(5) 同上	
〔2〕5 同上	

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第二条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

(特定無線設備等)

第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

〔一〇六の三 略〕

六の四 設備規則第四十九条の九第四号又は第五号においてその無線設備の条件が定められている構内無線局に使用するための無線設備

〔七〇八十一 略〕

〔2 略〕

別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一 技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。

〔1・2 略〕

(3) 特性試験

申込設備について、次に従って試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従って試験を行う。

(特定無線設備等)

第二条 〔同上〕

〔一〇六の三 同上〕

〔新設〕

〔七〇八十一 同上〕

〔2 同上〕

別表第一号 〔同上〕

〔一 同上〕

〔1・2 同上〕

(3) 〔同上〕

ア 〔同上〕

隣接端子選択度	スレスレス・アプリケーション	減衰量	通過帯幅	
低周波発振器標準信号	音計歪率雑	計レベル	計周波数	計レベル
器号発生	計レベル	器号発生	器号発生	器号発生

隣接端子選択度	スレスレス・アプリケーション	減衰量	通過帯幅	
低周波発振器標準信号	音計歪率雑	計レベル	計周波数	計レベル
器号発生	計レベル	器号発生	器号発生	器号発生

〔注1〕
〔イ・ウ略〕

音 び 歪 総 計 率 器 号 標 雑 雜 生 準 信	特 性 シ フ エ デ ス ア ン イ	動 数 周 器 発 局 変 波 の 振 部	特 性 変 相 レ 器 号 標 計 又 は ベ ル 生 信	効 果 抑 感 レ 器 号 標 ベ ル 生 信	オ シ ス コ ー

〔注1〕
〔イ・ウ同上〕

音 び 歪 総 計 率 器 号 標 雑 雜 生 準 信	特 性 シ フ エ デ ス ア ン イ	動 数 周 器 発 局 変 波 の 振 部	特 性 変 相 レ 器 号 標 計 又 は ベ ル 生 信	効 果 抑 感 レ 器 号 標 ベ ル 生 信	オ シ ス コ ー

[11・11 鑑]

別表第二号 工事設計の様式（別表第一号一(1)関係）

第一 第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の
工事設計書

[様式 略]

注1 1の欄は、「単向通信方式」、「単信方式」、「複信方式」、「半複信方式」又は「同
報通信方式」のように記載するほか、次によること。ただし、第2条第1項第6号に掲げ
る無線設備であつて916.7MHz以上920.9MHz以下若しくは2,450MHz帯の周波数の電波を使用
するもの又は同項第6号の2、第6号の2の2若しくは第6号の4に掲げる無線設備につ
いては記載を要しない。

[(1)～(3) 略]

[注2～12 略]

[第二～第六 略]

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号[R]及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したもの
とする。

[様式 略]

[注1～3 略]

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証
明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表
に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
[略]	[略]
第2条第1項第6号の3に掲げる無線設備	C S
第2条第1項第6号の4に掲げる無線設備	A P
[略]	[略]

[5 略]

[11・11 鑑ニ]

別表第二号 工事設計の様式（別表第一号一(1)関係）

第一 第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の
工事設計書

[様式 同左]

注1 1の欄は、「単向通信方式」、「単信方式」、「複信方式」、「半複信方式」又は「同
報通信方式」のように記載するほか、次によること。ただし、第2条第1項第6号に掲げ
る無線設備であつて916.7MHz以上920.9MHz以下若しくは2,450MHz帯の周波数の電波を使用
するもの又は同項第6号の2若しくは第6号の2の2に掲げる無線設備については記載を
要しない。

[(1)～(3) 同左]

[注2～12 同左]

[第二～第六 同左]

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

[同左]

[様式 同左]

[注1～3 同左]

4 [同左]

特定無線設備の種別	記号
[同左]	[同左]
第2条第1項第6号の3に掲げる無線設備	C S
[同左]	[同左]

[5 同左]

備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。